

事業群評価調書(令和元年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主管所属	福祉保健部福祉保健課
施策名	(2) 誰もが安心して暮らし、社会参加のできる地域づくり	課(室)長名	渡辺 大祐
事業群名	① 社会的配慮を必要とする人たちへ必要な支援を行う体制づくり	事業群関係課(室)	国保・健康増進課、障害福祉課

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文)						(取組項目)				
高齢者や障害者等の要配慮者に対する避難支援対策を推進します。また、難病患者及びその家族が安心して療養できる環境整備と生活の質を向上させる取組を行い、生活困窮者に対しては相談支援体制を整備し自立促進を図ります。さらに、民間団体等と連携しながら自殺者の減少を目指します。						i) 災害時に要配慮者が安全に避難できるよう、迅速に避難支援等を行える体制の整備 ii) 難病患者の安定した療養生活の確保と難病患者とその家族の生活の質の向上 iii) 生活困窮者を対象とした自立相談支援等による総合的な相談支援体制の構築 iv) 行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進 v) 依存症患者やその家族に対する支援体制の整備				
事業群	指標		基準年	H28	H29	H30	R元	R2	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	避難行動要支援者の個別支援計画を作成済み市町数(累計)		目標値①	5市町	9市町	13市町	17市町	21市町	21市町(R2)	
			実績値②	1市町	1市町	1市町			進捗状況	
		②/①(達成率)		20%	11%	7%			遅れ	災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられたことを受け、平成25年8月、厚生労働省より、市町村事務の指針として「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示された。 県としても、当該指針に記載されている要支援者名簿の作成、個別支援計画の策定を進めるため、説明会を開催したり直接市町へ出向き、早期の策定着手を促した結果、同計画策定に必要な避難行動要支援者名簿は全21市町が作成済みである。一方、個別支援計画の策定については要支援者本人の同意が必要であることや自治会、民生委員、社協など、支援を行う多くの関係機関と打合せする必要があり策定までに相当の時間を有するという課題があり、個別支援計画策定済み市町は1市、一部策定が5市町、策定着手が4市にとどまっている。今年度からは新たに市町担当課長会議を開催するなど、今後も市町に対し説明・助言を行い、同計画の策定を推進していく。 ○H31.4.1現在の避難行動要支援者数 76,548人 うち、計画策定に必要な要支援者本人の同意25,974人分、個別支援計画策定済み人数9,723人

2. 平成30年度取組実績(令和元年度新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業対象	事業概要 平成30年度事業の実施状況 (令和元年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				平成30年度事業の成果等	中核事業	
				H29実績	うち 一般財源	人件費 (参考)			指標	主な目標	H29目標	H29実績			達成率
				H30実績							H30目標	H30実績			
				R元計画							R元目標				
1	取組項目 i	こころの緊急支援対策システム整備事業	H17-	987	494	0	県内の小・中・高校・ろう・盲・特別支援学校・被災者 事件・事故や災害等の緊急時には、対応の遅れが致命的となることが多い。CRTについては、平時よりこころのケアを行う専門家チームを結成しておく、教育委員会や学校からの要請に基づいて、緊急に現地派遣できる体制を整備している。平成30年度においては、学校からの要請に対しCRTを派遣した。DPATについては、平成28年度の熊本地震派遣を経て、緊急時に現地への派遣ができる体制の推進を図ってきている。更に、平成30年度においては訓練を実施した。 ※CRT 学校内外で危機的な事件・事故が発生した場合、児童・生徒及び関係者の二次被害の拡大防止とこころの応急処置を行うことを目的に派遣されるこころの緊急支援チーム ※DPAT 大規模自然災害又は大規模事故災害が発生した際に、県内外の被災地域等で、被災者や支援者に対して精神保健医療活動の支援を行う長崎県災害派遣精神医療チーム	活動指標			研修会開催回数(回)	4	3	75%	
				1,217	692	0			3	3		100%			
				2,338	1,169	0			30	28		93%			
		障害福祉課	25	34	136%										
2	指定難病対策費	H27-	難病患者	2,115,328	1,095,853	40,230	難病患者に対し医療費の助成を行うことで、良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の維持向上を図った。	活動指標	指定難病認定件数(件)	数値目標なし	12,086	—	●事業の成果 ・難病患者に対する医療費の助成を行い、療養生活に係る負担の軽減や、良質な医療の確保に寄与した。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・医療受給者証申請手続き等の機会を通じて要支援者の把握に協力するとともに、個別支援計画の内容について療養上の助言を行った。	○	
				2,119,075	1,091,719	47,832				数値目標なし	12,178	—			
				2,244,050	1,140,459	47,838				—	—	—			
	国保・健康増進課	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
3	取組項目 ii	難病特別対策推進事業(難病相談・支援センター)	H18-	11,232	5,616	3,218	難病患者・家族 難病患者やその家族等に対し相談支援、地域交流活動の促進、就労支援等を行った。	活動指標	難病相談・支援センターでの各種相談件数(件)	1,600	1,318	82%	●事業の成果 ・難病患者やその家族等の相談支援、地域交流活動の促進、就労支援等を行う拠点施設として、療養上の悩み、不安解消等の支援や就労支援に寄与した。 ・就労者数は概ね目標を達成したが、インターネット、SNSの普及により情報収集や患者・家族の交流が可能となり、相談件数は減少傾向にある。		
				11,367	5,684	3,189				1,600	964	60%			
				11,491	5,746	3,189				20	24	120%			
		20	19	95%											
	国保・健康増進課	20													
4	難病特別対策推進事業(難病支援ネットワーク事業)	H13-	難病患者・家族	4,817	2,409	2,413	県内医療機関のネットワークを活用し、難病患者に対して入院・転院医療施設の確保や在宅療養患者への往診医の紹介、療養相談等、難病患者とその家族が安心して療養できる環境の提供を図った。 地域の実情を踏まえた新たな難病医療提供体制を構築するため、難病診療連携拠点病院を指定するとともに拠点病院内にコーディネーターを配置した。また各圏域に難病医療協力病院を指定した。	活動指標	入転院先・往診医の依頼件数(件)	14	9	64%	●事業の成果 ・市町、医療機関、福祉関係者と連携し、難病の患者及びその家族に対して、それぞれの状況に応じた支援を行った。 ・各医療機関のソーシャルワーカーや相談員が個別に対応するケースがあり、相談件数は減少傾向にある。		
				4,568	2,284	3,189				14	5	35%			
				7,479	3,740	3,189				100	100	100%			
		100		100	100%										
	国保・健康増進課	100													

5	取組項目 ii	難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	H11-	382	238	805	ホームヘルパー等	難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識及び技能を有する、ホームヘルパーの養成を行った。	活動指標	養成研修実施回数(回)	4	3	75%	●事業の成果 ・県立保健所の協力を得ながら、長崎地区、県北地区、舌岐地区の3ヶ所で研修会を実施。難病患者の療養生活を身近で支えるホームヘルパーの資質向上に寄与した。 ・事業所の人手不足等により研修の受講者数は減少傾向にあり、成果指標は達成できなかった。
		300		201	797	成果指標			修了証書発行者数(人)	120	71	59%		
		403		239	797	120			77	64%				
		120				120								
6	取組項目 iii	生活困窮者自立支援事業	H27-	49,883	21,204	3,218	生活困窮者及び被保護者	生活困窮者の相談に応じ、アセスメント(困窮の背景・要因を分析し、課題の解決の方向性を見定めること)を実施して個々人のニーズに応じた自立支援計画を作成し、必要なサービスの提供につなげた。各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を行った。 生活困窮及び生活保護世帯の子ども(小・中学生、高校生)に対し学習支援を実施した。(西彼地区、東彼地区、北松地区で実施)	活動指標	就労支援対象者数(人)	105	78	74%	●事業の成果 ・生活困窮者からの相談に応じ、適切な自立支援計画を作成し、必要なサービス提供を行うとともに、関係機関への同行訪問や支援調整会議により関係機関との連携を図った。 ・活動指標は、生活困窮者の新規相談者のうち就労支援の対象となる者が少なかつたことにより、昨年度に比べて減少した。 ・子ども(小・中学生、高校生)の学習支援事業については、合計で33名の利用があり、自立促進に繋がった。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・成果指標については、就労支援対象者の多くが就労・増収に繋がっており、自立促進が図られている。
		48,529		15,437	3,188	成果指標			就労・増収率(%)	105	41	39%		
		56,286		17,895	3,189	60			37	62%				
		60		93	155%	60								
7	取組項目 iii	被保護世帯自立推進事業	H17-	60,010	46,070	6,034	被保護者	就労可能な被保護者に対し、ハローワークと連携した就労支援、就労支援員による就労支援、福祉事務所の自立支援プログラムによる支援を行い、就職等により自立を図った。 頻回・重複受診等と認められる被保護者や後発医薬品の使用が可能と判断される被保護者に対し、医療扶助相談・指導員等による受診指導や服薬指導等を行った。 診療報酬明細書の審査・点検を通じ医療費の適正な額の確定を行い、改善を要する被保護者の受診情報等を、福祉事務所に提供し、必要な指導を行った。	活動指標	就労支援を行う就労可能な被保護者数(人)	109	96	88%	●事業の成果 ・ハローワークと連携し被保護者に対し集中的な就労支援を行った結果、活動指標は目標を達成したものの、成果指標は被保護者の就労意欲の減退や求人とのミスマッチ、病気の再発などの理由により達成できなかった。 ・頻回・重複受診等不適切な受診を行った被保護者に対して、嘱託医及び主治医の意見聴取を踏まえ個別訪問等を通じて指導を実施した結果、13名の被保護者の受診状況の改善が図られた。 ・診療報酬明細書の審査・点検によって過誤調整を行い、適正な医療費算定の確保が図られた。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・保護受給期間の長期化により就労意欲に乏しい被保護者が増加する中で、一定数、新規就労を開始しており、自立促進につながっている。 【支援対象者数 H28:104人、H29:96人、H30:113人】 【自立した世帯数 H28:41世帯、H29:30世帯、H30:24世帯】
		45,680		29,407	5,979	成果指標			就労により自立した世帯数(世帯)	109	113	104%		
		52		30	57%	52			24	46%				
		52				52								
8	取組項目 iii	生活保護措置費	S25-	2,324,036	784,897	5,229	被保護者	生活困窮者に対し生活保護法に基づき必要な保護を実施し最低生活を保障するとともに、自立を助長するための支援を実施した。	活動指標	生活保護措置費(千円)	数値目標なし	2,324,036	—	●事業の成果 ・生活保護の開始申請に対しては、特別な場合を除き申請の処理基準の2週間以内に保護の決定を行った。 ・保護受給中には、傷病者、稼働能力がある者、子供を抱えている世帯等対象毎に援助方針を設定し、ケースワーカーや医療扶助相談・指導員による自立に向けた支援を行った。
		2,414,231		858,193	5,181	数値目標なし			2,414,231	—				
		2,461,829		805,893	5,182	数値目標なし			1,057	—				
		数値目標なし		1,088	—	数値目標なし								

9	取組項目 iii	民生委員費	S41-	143,017	77,786	3,218	民生委員・児童委員	民生委員・児童委員の適格者を確保するとともに、円滑な民間社会福祉活動の推進を図った。	活動指標	民生委員・児童委員の活動日数(日)	120	130	108%	●事業の成果 ・地域福祉のニーズが多様化する中、民生委員・児童委員活動の支援のため研修等を実施した結果、活動日数は目標値を上回ったものの年間相談・支援件数は制度の周知不足等のため目標に届かなかった。	
		福祉保健課		143,518	142,560	3,188			60	40	66%				
				150,435	148,828	3,189			60	41	68%				
10	取組項目 iii	生活福祉資金貸付事業費	S30-	19,519	9,760	2,413	低所得・障害・高齢・失業者世帯	低所得者や障害者等が、経済的自立及び生活意欲の助長促進や社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるように、資金の貸付と必要な相談支援を行った。 (利率) ・連帯保証人有る場合は無利子 ・連帯保証人無の場合は年1.5%	活動指標	資金貸付件数(件)	581	576	99%		●事業の成果 ・貸付件数は目標を達成しなかったが、償還率は目標を達成できており、低所得者等の自立支援や生活意欲の助長促進に一定寄与することができた。
		福祉保健課		19,519	9,760	2,391			581	445	76%				
				19,190	9,595	2,391			82	83	101%				
11	取組項目 iv	自殺総合対策強化事業	H19-	20,868	6,076	48,276	一般県民・自殺対策に関する関係者・民間を含めた関係機関・団体等	平成29年度に策定した「第3期長崎県自殺総合対策5カ年計画」(H29～R3)に基づき、民間を含むさまざまな関係機関・団体がそれぞれに役割を担い、連携協力して、相談・支援体制の整備・充実や普及啓発の強化等をはじめとした総合的な自殺対策を推進した。	活動指標	長崎いのちの電話相談対応件数(件)	—	12,203	—	●事業の成果 ・「長崎県自殺総合対策5カ年計画」に基づく、総合的な自殺対策の推進。 ・地域自殺対策強化交付金を活用した自殺対策の強化。 自殺者数推移 目標値 実績値 平成29年: 人 214人 平成30年: 193人 人 令和元年: 189人 人 令和2年: 184人 人 令和3年: 180人 人 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進を図ることにより、自殺者数の減少に寄与した。	
		障害福祉課		23,815	8,005	47,832			—	11,802	—				
				18,737	5,902	47,838			数値目標なし	214	—				
12	取組項目 v	依存症対策総合支援事業	H30-	/	/	/	一般県民、依存症患者及び家族、依存症対策に関する関係者・民間を含めた関係機関・団体等	依存症患者及び家族が抱える多様な問題、課題に対し、適切な支援、治療を受けられる体制の整備を図った。 ①依存症対策ネットワーク協議会の開催 ②依存症専門相談員の配置 ③依存症専門医療機関の明確化に向けた取組み ④依存症関係者研修会の開催 ⑤民間団体活動支援	活動指標	研修会参加者数(人)	66	199	301%		●事業の成果 ・相談支援体制の整備、充実を図るため、研修会を開催し、依存に関する問題に対応できる人材を育成することができた。目標達成できた。 依存症相談体制の整備 相談者数推移 目標値 実績値 H28年度 — 1,040人 H29年度 — 1,229人 H30年度 1,229人 1,484人 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・相談支援体制の整備、充実を図ること、相談件数の増加へ寄与した。
		障害福祉課		4,764	2,384	19,930			199	/	/				
				7,698	3,849	19,933			1,229	1,484	120%				
12	取組項目 v	障害福祉課	H30-	/	/	/	一般県民、依存症患者及び家族、依存症対策に関する関係者・民間を含めた関係機関・団体等	依存症患者及び家族が抱える多様な問題、課題に対し、適切な支援、治療を受けられる体制の整備を図った。 ①依存症対策ネットワーク協議会の開催 ②依存症専門相談員の配置 ③依存症専門医療機関の明確化に向けた取組み ④依存症関係者研修会の開催 ⑤民間団体活動支援	活動指標	研修会参加者数(人)	66	199	301%		
									成果指標	依存症に関する相談件数(延件数)	1,229	1,484	120%		
											1,484	/	/		

### 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i) 災害時に要配慮者が安全に避難できるよう、迅速に避難支援等を行える体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・このころのケアを行う専門家チーム(CRT)は、平成30年度1件の派遣要請があり、派遣実績あり。緊急時、迅速な対応ができるよう、このころの緊急支援チーム運営委員会を設置し、チーム員の登録審査、活動の評価、研修等を実施。</li><li>・災害派遣精神医療チーム(DPAT)は、平成28年度熊本地震において、厚生労働省からの災害派遣要請を受け、4月27日から6月30日までの約2か月、1チーム5人もしくは6人体制で計10班、延べ57人を派遣。平成29年度に設置要綱や活動要領を定め、平成30年度には運営委員会を設置した。チーム資機材についても計画的に配置している。緊急時、迅速な対応ができるよう、人材育成や資機材の確保を行う必要がある。</li></ul>
<p>ii) 難病患者の安定した療養生活の確保と難病患者とその家族の生活の質の向上</p> <p>(難病相談・支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・対面による相談については、利用者の利便性に配慮し、佐世保地区をはじめとする難病支援センター外での面談(出張相談)による相談支援体制の充実を図る必要がある。</li><li>・利用促進のための利用者のニーズや相談支援業務に対する意見等を踏まえた効果的な管理運営を行う必要がある。</li></ul> <p>(難病支援ネットワーク事業)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市町、医療機関、福祉関係者と連携し、難病の患者及びその家族に対して、それぞれの状況に応じた支援を行ってきたが、今後は新しい難病医療提供体制を構築するため拠点病院・協力病院を中心としたネットワーク強化を図っていく必要がある。</li></ul> <p>(難病患者等ホームヘルパー養成研修事業)</p> <p>県内3ヶ所において研修会を実施できたが目標達成には及ばなかった。今後も各地区での受講者増に向けた取り組みにより修了者の増加を図る必要がある。</p>
<p>iii) 生活困窮者を対象とした自立相談支援等による総合的な相談支援体制の構築</p> <p>(生活困窮者自立相談支援)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自立相談支援事業は、必須事業として取り組む必要があることから各福祉事務所設置自治体は本事業の実施体制の整備に努めてきたところであるが、新規相談受付件数の割合(本県21.2件/月)は、全国平均(15.5件/月)を上回った。平成30年度は県ホームページにおいて制度の周知を図ったところであり、今後も相談件数の増加など本事業のさらなる推進に努める。</li><li>・また、任意事業の実施自治体が少なく、生活困窮者の自立支援においては任意事業を併せて行うことが有効であることから、引き続き任意事業の積極的な実施を推進する。また、事業者選定にあたっては、事業を利用する方の視点や事業の継続性を踏まえた契約方法への見直しを検討する。</li></ul> <p>(子どもの学習支援)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・対象者の拡大を図る必要があるが、対象者のプライバシーに配慮し、事業を積極的にPRすることが難しいことから、関係機関と連携しながら事業の推進を図る。</li></ul> <p>(生活保護受給者に対する就労支援)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・就労可能な被保護者に対しては、生活保護開始直後から早期脱却を目指し、本人の意向、学歴、職歴、就労能力及び地域の求人状況等を勘案した上でハローワークと連携しながら集中的に就労支援を行ったものの、本人の就労意欲の減退及び求人とのミスマッチ、病気の再発などが理由で就職に繋がらなかったケースもあったことから、就労支援員による相談・助言、求職活動への支援・同行、個別求人開拓、定着支援を集中的に実施する。一方、就労指導が困難なケースのうち知的障害、精神疾患及び発達障害の可能性が高いケースについては、医療機関受診につなげ、診断結果により本人の体調に合わせた就労指導を行うなど、対象者の特性や状態像を把握した上で支援する。</li></ul> <p>(医療扶助の適正な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生活保護費のうち医療扶助費の占める割合が5割以上を占めている状況であり、医療扶助の適正実施が求められている。このため医療扶助相談・指導員等による被保護者に対する頻回・重複受診等に係る受診指導を行うとともに、健康管理の側面から適正な医療受診を助言し自立助長を推進する。また、診療報酬明細書について審査・点検により過誤請求を是正し、適正な医療費算定を確保する必要がある。</li></ul> <p>(生活保護費の支給)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平成31年3月の世帯数は21,603世帯、生活保護人員は28,211人で、保護率は2.11%であった。前年同月と比較すると世帯数は142世帯の減、人員は579人の減員となった。本県の高い保護率の要因は、医療・福祉施設や就業機会の集中などを背景にした人口の動きが多い都市部の保護率が高いことや、県全体において被保護世帯の多くを高年齢者世帯、傷病・障害者世帯が占めており、自立が困難なことが要因となっている。</li></ul> <p>(民生委員・児童委員活動の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・委員活動の範囲は子育て支援や、学校との連携、生活困窮者支援、災害時の避難行動要支援者対応などさらに広がりを見せているため、地域福祉に関わる法改正や新制度に関する講習を行うなど、社会状況の変化に対応できる取組に努めた。しかしながら、相談・支援件数が目標達成できなかったことから、より一層、制度を周知していくと共に、市町等と連携して目標達成に向けた取組を検討していく必要がある。</li></ul> <p>(低所得者等の経済自立等の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生活困窮者自立支援法の各事業と連携し、相談者の経済状況や生活環境に応じて生活の立て直しのための継続的な相談支援を行った。申請数の減等により貸付件数は目標を達成することはできなかったが、償還率の目標を達成できたことは、低所得者等の経済自立や生活意欲の助長促進に寄与していると思われる。今後もセーフティーネットの施策の一つとして、制度の積極的な周知が必要である。</li></ul>
<p>iv) 行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進については、各関係機関の連携や包括的な相談体制の整備は進んできており、また各圏域でのゲートキーパー養成、若者向け普及啓発活動、自殺予防対策講演会の開催等、ネットワークづくりも特徴ある取り組みへと具体化してきている。引き続き関係機関が連携した事業の実施や相談対応の手引き集集等を活用した研修、連絡会議等を通じて、相談支援技術の強化及び関係機関の連携体制の強化を推進していく。</li></ul>
<p>v) 依存症患者やその家族に対する支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・依存症に関する相談は増加傾向にあるが、県民が依存症が病気であるという認識が十分でないことや本人が病識をもちにくいこと、相談等につながりにくいことを考えると、未成年等若い世代からの予防対策と併せて啓発活動を行う必要がある。</li><li>・依存症に関する専門医療機関及び治療拠点機関の選定が行えていないことから、専門医療機関及び治療拠点機関の選定を行い、医療体制の整備を図る必要がある。</li></ul>

#### 4. 令和元年度見直し内容及び令和2年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	令和元年度事業の実施にあたり見直した内容 (令和元年度の新たな取組は「R元新規」等と記載、見直しが無い場合は「－」と記載)	令和2年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組項目 i	こころの緊急支援対策システム整備事業	平成28年度熊本地震の派遣要請を受け、DPAT活動要綱や協定書の策定、派遣チーム体制整備、研修会を通しての人材育成等の課題が浮き彫りとなった。平成29年度は「災害時こころのケアマニュアル」を改訂。DPATの派遣について地域防災計画に位置づけ、平時の準備に備える。平成30年度は、運営委員会を設置・開催し、長崎県のDPAT体制整備の検討を行った。	－	事件や事故、災害発生時において、対応の遅れがさまざまなストレス要因を抱えることとなり、二次被害リスクが高まることが予想される。緊急時速やかに派遣できるような体制を整えておくため、人材育成やチーム資機材の整備が必要。	現状維持
2		指定難病対策費	－	－	本事業は、難病患者に対する医療等に関する法律に則って行われており、難病患者の療養生活の質の向上、家族の負担軽減等に寄与するために、適切な事業運営を継続していく。	現状維持
3	取組項目 ii	難病特別対策推進事業(難病相談・支援センター)	県北地区(佐世保市)での定期的な出張相談会と患者・家族の交流事業(難病カフェ)を実施する。	②	引き続き、県北地区(佐世保市)をはじめ、島原地区などにおいて、出張相談会や医療講演会を実施し、長崎地区以外での相談支援の充実を図るとともに、研修受講等による相談員の資質向上に努める。また、平成28年度に設置した運営委員会を活用して、利用者のニーズ、相談支援業務に対する意見等を踏まえた管理運営に努めるとともに、より適切な事業運営と運用改善の取組を図る。	改善
4		難病特別対策推進事業(難病支援ネットワーク事業)	令和元年度において、新たに指定した難病診療連携拠点病院と難病医療協力病院のネットワーク会議を開催し、連携を深めていく。	⑨	新しい難病医療提供体制に求められている早期に正しい診断をする機能、身近な医療機関で医療を提供する機能等を強化していくため、ネットワーク会議や研修等を通じて、関係医療機関の連携を深めていく。	改善
5		難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	－	⑨	厚生労働省通知により「常勤ヘルパーとして難病患者等ホームヘルプサービス事業に従事する者については、基礎課程を修了するように努めるものとする」とされており、今後も引き続き、本事業による難病ホームヘルパーの養成が必要である。また、各県立保健所及び本課において、研修の隔年開催を徹底し、開催する際は関係機関へ周知し、受講対象者の掘り起こしを図るとともに、開催日程や時間帯を受講対象者のニーズに合わせて調整し、受講しやすい環境を整える。	改善
6	取組項目 iii	生活困窮者自立支援事業	－	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必須事業として位置づけられている自立相談支援事業は、平成30年度は本県全体の新規相談件数の割合が全国平均を上回った。今後も生活困窮者制度全般について、ホームページ等を活用し、より一層の周知を図る。</li> <li>・市町職員及び相談支援員等を対象とした研修会を実施し、相談内容に応じた的確な助言等を行えるようスキルの向上を図る。</li> <li>・自立相談支援事業を実施している市町及び運営事業者を個別訪問し、事業運営状況のヒアリングを実施し、助言を行う。</li> <li>・自立相談支援事業と県内の社会福祉法人が実施する生計困難者レスキュー事業との連携体制の構築を図り、迅速かつ確実な支援の実施を図る。</li> <li>・任意事業の就労準備支援事業及び家計改善支援事業を引き続き実施し、生活困窮者に対する支援サービスを提供するとともに、家計改善支援事業については対象者の拡大を図るなど支援の充実を図る。</li> <li>・こどもの学習・生活支援事業については、実施回数及び実施場所など実施方法を工夫しながら、効果的な支援を行う。</li> </ul>	現状維持

7	被保護世帯自立推進事業	—	②	・就労支援員とハローワークの連携をより緊密にし、生活保護開始後すぐに就労支援員による相談・助言、求職活動支援・同行、個別求人開拓、定着支援を集中的に実施する。また、すぐには就労に結びつきにくい被保護者を対象にした被保護者就労準備支援事業と一体的な実施を図り、被保護者の就労・自立を推進する。 ・引き続き重複受診、頻回受診等の不適切な受診等を行う被保護者に対し適正受診についての助言・指導を行い、医療扶助の適正な運営を図る。	改善
8	生活保護措置費	—	—	引き続き生活困窮者に対し、生活保護法に基づいて必要な保護を実施し最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するための支援を行う。	現状維持
9	民生委員費	(市町民生委員児童委員協議会運営費補助金) 民生委員・児童委員の活動費の補助対象を定員から実数に見直した。 (県民生委員児童委員協議会運営費補助金) 補助金の算定を定額から、固定分及び定数分の合算に見直した	②⑨	地域住民の認知が低く、新たに相談・支援が必要になった際に民生委員・児童委員への相談につながらないことが大きな要因であるため、市町や社会福祉協議会等の広報誌や新聞等への掲載、地元行事への参加等によるPR活動を充実する。また、引き続き民生委員・児童委員の資質向上と活動の強化、県内各民生委員児童委員協議会への支援・協力活動を推進するとともに、県民生委員児童委員協議会や地区民生委員児童委員協議会と連携して、制度の周知を行い、相談・支援件数の増に努めていく。 あわせて、民生委員・児童委員の受持ち世帯の平準化、及び参酌基準を踏まえた適正配置への見直しについて、見直しが必要な市町と継続して検討・協議していく。	改善
10	生活福祉資金貸付事業費	—	—	引き続き生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し、相談支援を継続的に行う等、今後も低所得者や障害者等に対して経済的自立に向けた支援及び償還促進を図っていく。	現状維持
11	取組項目 iii 自殺総合対策強化事業	平成28年度改正自殺対策基本法において、全都道府県、市町村に自殺対策計画策定が義務化された。平成29年度は国の自殺総合対策大綱が改定され本県でも今年度第3期計画を策定した。平成30年度は県に自殺対策推進センターを設置し、主に市町の計画策定の支援を行った。令和元年度については策定未完了の市町には引き続き策定支援を行い、策定の完了した市町には計画の進捗管理の支援を行う。	⑤⑥	引き続き、保健、医療、福祉、教育、労働等関連施策との連携を図り、自殺対策を推進していく。令和2年度は地域自殺対策推進センターにおいて引き続き自殺対策計画の策定を完了させた市町について計画の進捗管理への支援、民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化する。	改善
12	取組項目 v 依存症対策総合支援事業	H30年度に策定したアルコール健康障害対策推進計画に基づき、社会資源のない地域でのアルコール健康障害に関する講演会等を実施。H30年10月施行したギャンブル等依存症対策基本法に基づき、ギャンブル等依存症対策推進計画の策定及びギャンブル等依存症問題啓発週間における県民向けの講演会等普及啓発を行う。	⑥	R1年度に策定した長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、依存症対策を保健、医療、福祉、民間団体等との連携を図り、さらに依存症対策の一層の充実を図る必要がある。	改善

注：「2. 平成30年度取組実績」に記載している事業のうち、H30年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

#### 【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点